

市内の観光関連事業者の観光商品づくりを支援します！

補助上限額
100万円

県外・インバウンド向け 観光コンテンツ造成支援事業補助金

県外や外国人のお客さまから、「体験したい」「泊まりたい」「食べたい」と思われるような長岡ならではの観光商品を生み出す取組を支援します。

対象事業の主な条件

- ① 長岡ならではの魅力・資源を活用したコンテンツ(体験、ツアー、宿泊プラン、飲食プラン等)の新規造成または磨き上げであること
- ② 県外観光客・外国人観光客を対象とした、有償で提供される商品又はサービスであること
- ③ 事業期間中(令和8年6月6日から令和9年3月10日まで)にコンテンツの造成から販売開始までが完了すること

補助対象経費

- ① ソフト経費：企画や運営、広告、販売に関する経費
例) 企画委託費、試験販売費、モニターツアー費、広告費、予約サイト登録費 など
- ② ハード経費：施設や設備、備品など形のあるものを整備するための経費
例) 改修費、内装工事費、看板製作費、備品購入費 など

補助率

- ① ソフト経費：補助対象経費の4分の3 (インバウンド向け事業の場合は10分の10)
- ② ハード経費：補助対象経費の3分の1 (インバウンド向け事業の場合は2分の1)

例えば、こんな事業や経費が対象となります！

長岡食材 × 縄文を感じられる飲食プランを開発

長岡の食材にこだわった料理を縄文土器をイメージした食器で提供するプランを開発し、飲食店予約サイトで販売を開始する。

実施主体：飲食店
ターゲット：県外観光客
長岡の資源：食材・縄文文化



対象となる経費：
メニュー開発費、食器製作費、
広告費、サイト掲載に要する費用など

幕末をコンセプトとした宿泊プランを開発

客室を改装し、幕末の長岡藩士の生活を体験できる宿泊プランを開発して、インバウンド向けのホテル予約サイトで販売を開始する。

実施主体：宿泊施設
ターゲット：インバウンド
長岡の資源：歴史(幕末)



対象となる経費：
客室改装費、備品購入費、
館内の案内表示の翻訳費、
サイト掲載に要する費用など

[Generated by Microsoft Copilot]

申請方法および申請受付期間

令和8年5月22日(金曜日)までに申請書類に必要事項を記入し、「越後長岡」観光振興委員会までご提出ください。実施要領および申請書様式は長岡観光ナビHPでご確認ください。



【お問い合わせ・お申込み先】

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

TEL 0258-39-2221 FAX 0258-39-3234 メール kanko@city.nagaoka.lg.jp

よくある質問（Q&A）

Q. 任意団体でも申請できますか？

- A. 定款または規約が整備されており、代表者が明確で、会計が団体として独立している場合には申請可能です。ただし、造成した観光コンテンツを次年度以降も継続して実施・販売できる体制が整っていることが必要となります。

Q. 新しい取組でなくても申請できますか？

- A. すでに実施している体験やサービスであっても、内容の充実や再構成、販売方法の改善により、商品価値や収益性を高める取組であれば対象になります。

Q. イベントも対象となりますか？

- A. 年に1～2回程度の単発的なイベントは、原則として支援の対象外です。ただし、定期的に複数回開催され、体験商品として継続的な実施・販売が見込まれる体験会等については、支援の対象となります。

Q. インバウンド向け事業とは何ですか？

- A. 外国人観光客向けに造成する観光コンテンツで、具体的には外国語での情報発信や予約対応、受入体制（言語対応・決済等）の整備を伴う取組です。外国人向けに造成したコンテンツを国内観光客が利用することも可能です。

Q. 事業期間中にどこまで完了すれば良いですか？

- A. 事業期間内に、観光コンテンツの造成から販売開始までが完了していることが必要です。試作や検討段階のみで終了する取組や、販売開始が次年度以降となる計画は対象となりません。

Q. 国や県、市など他の団体の補助金等と併用はできますか？

- A. 同一内容の取組について、国や県など他の公共団体などによる補助金等との併用はできません。